

さいたま市農業交流公園条例をここに公布する。

令和8年 3 月16日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第27号

さいたま市農業交流公園条例

(設置)

第1条 本市の農業の魅力の発信、農業の振興及び地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため、さいたま市農業交流公園（以下「交流公園」という。）をさいたま市緑区大字大崎87番地1に設置する。

(主要施設)

第2条 交流公園に設ける主要な施設（以下「主要施設」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業交流施設
- (2) 研修室
- (3) 花き母樹温室
- (4) 花きミスト温室

(休業日)

第3条 主要施設の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(開所時間)

第4条 主要施設の開所時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、次の表に掲げる施設の開所時間は、それぞれ同表に定めるとおりとする。

| 施設 | 開所時間 |
|---------|--------------|
| 花き母樹温室 | 午前9時から午後5時まで |
| 花きミスト温室 | 午前9時から午後5時まで |

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(利用期間)

第5条 研修室及び附属設備を引き続いて利用することができる期間は、7日間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 研修室、花き母樹温室及び花きミスト温室並びに附属設備（以下「貸出施設

等」という。) を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 研修室を利用しようとする者で、営利行為を行おうとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 交流公園の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 交流公園を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流公園の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「貸出施設等の利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、貸出施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は主要施設の管理上特に必要があるときは、第6条第1項又は第2項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (3) 貸出施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納期限までに納付しないとき。
 - (4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- 2 前項の措置によって貸出施設等の利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第10条 貸出施設等の利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用料金を除く。）の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 附属設備の利用料金の額は、規則で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 交流公園の管理上特に必要があるため、その利用の許可を取り消したとき。

(2) 貸出施設等の利用者の責めに帰することができない理由により、貸出施設等を利用することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（特別の設備等の制限）

第13条 交流公園を利用する者（以下「利用者」という。）は、交流公園の施設及び設備を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第14条 貸出施設等の利用者及び前条の許可を受けた者は、施設及び設備の利用が終わったときは、速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき又は次条の規定により退場を命じられたときも、同様とする。

2 前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、その者の負担とする。

(入場の禁止等)

第15条 市長は、主要施設内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者の退場を命じることができる。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により交流公園を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 交流公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項の規定にかかわらず、主要施設の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。
- (2) 第4条第1項の規定にかかわらず、主要施設の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、開所時間を変更すること。
- (3) 第5条本文の規定にかかわらず、研修室及び附属設備の管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。
- (4) 第6条第1項若しくは第2項の規定により、許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること。
- (5) 第7条の規定により、許可に条件を付すること又は許可をしないこと。
- (6) 第9条第1項の規定により、貸出施設等の利用の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(7) 第13条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。

(8) 第15条の規定により、入場を禁止し、又は退場を命じること。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第18条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が交流公園の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、貸出施設等（附属設備を除く。）の使用料については別表に定める額の範囲内において市長が定める額を、附属設備の使用料については規則で定める額の範囲内において市長が定める額を徴収する。

2 前項の場合にあっては、第10条第1項、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第10条第1項中「指定管理者（第17条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「市長に使用料」と、第11条及び第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(準用)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の規定を準用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(さいたま市農業者トレーニングセンター条例の廃止)

2 さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

| 利用区分 室名 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前～午後 | 午後～夜間 | 全日 |
|------------|----------------|-----------|--------------|-----------|--------------|--------------|
| | 午前9時～午後零時 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後9時30分 | 午前9時～午後5時 | 午後1時～午後9時30分 | 午前9時～午後9時30分 |
| 研修室1 | 490円 | 650円 | 570円 | 1,140円 | 1,220円 | 1,710円 |
| 研修室2 | 460円 | 610円 | 540円 | 1,070円 | 1,150円 | 1,610円 |
| 研修室3 | 530円 | 710円 | 620円 | 1,240円 | 1,330円 | 1,860円 |
| 花き母樹温室 | 1区画1期につき1,100円 | | | | | |
| 花きミスト温室 | 育苗箱1期につき150円 | | | | | |

備考

- 1 市外居住者が利用する場合の利用料金には、上記の表の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）を加算する。
- 2 営利を目的として利用する場合の利用料金（花き母樹温室及び花きミスト温室を除く。）は、上記の表の利用料金額に、100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 準備及び原状回復のための時間は、利用料金計算の時間に含まれるものとする。
- 4 1区画は、1.5平方メートルとする。
- 5 1期とは、3月とし、3月に満たないときは、1期として計算する。
- 6 育苗箱は、43センチメートル×32センチメートルを基準とする。